

令和8年10月1日～令和9年9月30日の間に
介護支援専門員証の有効期間満了日を迎える皆様へ

介護支援専門員更新手続きについて

研修修了後に忘れずに介護支援専門員証の更新申請を行ってください

研修を受講しただけでは、更新申請を行ったことになりません。更新手続き期間内に介護支援課に申請書が提出されない場合は原則として更新をすることができませんので、ご注意ください。

その場合、介護支援専門員証は失効し、翌年度以降再研修を受講しなければ、交付は受けられません。

※ また、新しい介護支援専門員証の交付を受けずに介護支援専門員として業務を行っていた場合は登録の消除となる場合があります。

更新申請受付期間

更新申請受付期間
有効期間満了日の前々月11日～前月の10日まで 〔 例：令和9年4月10日が有効期間満了日の場合は、 令和9年2月11日～令和9年3月10日までが提出期間です。 〕 <u>※ただし、令和9年3月に有効期間満了日を迎える方が多いため、3月に満了する方は、令和8年12月から受付を開始します。可能な限りお早めに申請していただきますよう、ご協力をお願いします。</u>

下記の「更新申請の手続きについて」をご確認いただき、健康福祉部介護支援課へ受付期間内に申請書類を簡易書留で提出してください。

原則として、上記期間内に更新申請を行ってください。

更新申請受付期間終了までに研修が修了しない場合及びその他の事由により更新申請受付期間を過ぎてから申請をする場合には、**健康福祉部介護支援課サービス係介護支援専門員更新申請担当まで連絡の上、速やかに更新申請を行ってください。**

専門員証の有効期間満了日を過ぎている、又は申請書類の提出日から専門員証の有効期間満了日まで日数が少ない場合等には、適切に更新研修を修了していたとしても更新申請を受理することができませんのでご注意ください。

有効期間が更新された新しい介護支援専門員証は、有効期間の満了日までに、現住所に郵送する予定です。

(必ず手元に介護支援専門員証の写しを保管しておいてください。)

【介護支援専門員証更新申請書の申請期間について】

更新申請受付期間 有効期間満了日の前々月 11 日～前月の 10 日まで

有効期間満了日	更新申請期間
令和 8 年 10 月 1 日 ～ 令和 8 年 10 月 31 日	令和 8 年 8 月 11 日 ～ 令和 8 年 9 月 10 日
令和 8 年 11 月 1 日 ～ 令和 8 年 11 月 30 日	令和 8 年 9 月 11 日 ～ 令和 8 年 10 月 10 日
令和 8 年 12 月 1 日 ～ 令和 8 年 12 月 31 日	令和 8 年 10 月 11 日 ～ 令和 8 年 11 月 10 日
令和 9 年 1 月 1 日 ～ 令和 9 年 1 月 31 日	令和 8 年 11 月 11 日 ～ 令和 8 年 12 月 10 日
令和 9 年 2 月 1 日 ～ 令和 9 年 2 月 28 日	令和 8 年 12 月 11 日 ～ 令和 9 年 1 月 10 日
令和 9 年 3 月 1 日 ～ 令和 9 年 3 月 31 日	令和 8 年 12 月 11 日 ～ 令和 9 年 2 月 10 日 ※申請予定者多数のため、令和 8 年 12 月 11 日 から受付を開始します。可能な限りお早めに申 請していただきますよう、ご協力をお願いしま す。
令和 9 年 4 月 1 日 ～ 令和 9 年 4 月 30 日	令和 9 年 2 月 11 日 ～ 令和 9 年 3 月 10 日
令和 9 年 5 月 1 日 ～ 令和 9 年 5 月 31 日	令和 9 年 3 月 11 日 ～ 令和 9 年 4 月 10 日
令和 9 年 6 月 1 日 ～ 令和 9 年 6 月 30 日	令和 9 年 4 月 11 日 ～ 令和 9 年 5 月 10 日
令和 9 年 7 月 1 日 ～ 令和 9 年 7 月 31 日	令和 9 年 5 月 11 日 ～ 令和 9 年 6 月 10 日
令和 9 年 8 月 1 日 ～ 令和 9 年 8 月 31 日	令和 9 年 6 月 11 日 ～ 令和 9 年 7 月 10 日
令和 9 年 9 月 1 日 ～ 令和 9 年 9 月 30 日	令和 9 年 7 月 11 日 ～ 令和 9 年 8 月 10 日

更新研修を受講せず、更新をしない場合の手続について

現在お持ちの介護支援専門員証は失効します。失効した介護支援専門員証は県に返納しなければなりません。

更新研修を受講せず更新申請をしない場合は、次の書類を有効期間満了後 10 日以内に介護支援課あてに郵送してください。

- 1 介護支援専門員証返納について(参考様式)
- 2 介護支援専門員証の原本

提出前に必ず確認！

更新申請の手続について

☆下記の書類を健康福祉部介護支援課サービス係介護支援専門員更新申請担当あてに **簡易書留** で郵送してください。

☆提出書類は**角2封筒に入れ**、封筒の表面に「**介護支援専門員更新申請**」と**朱書き**してください。

確認欄	更新のみ	更新+住所変更	更新+氏名変更	更新+住所・氏名変更	提出書類	留意点
	○	○	○	○	(様式第8号)介護支援専門員証更新申請書	記載例を確認のうえ、必要事項を記入してください。
	○	○	○	○	長野県収入証紙 2,700 円分	収入印紙と間違えないようにご注意ください。
	○	○	○	○	介護支援専門員証の <u>原本</u>	※写しを手元に保管しておいてください。 (新しい介護支援専門員証は、有効期間満了日までに発送します。)
	○	○	○	○	写真2枚	縦 3.0cm×横 2.4cm で顔のサイズが 2cm 程度のものご用意ください。 ※ 写真は、小袋に入れるなどしてから封筒に入れてください。 1枚は申請書に貼り付け、もう1枚は写真の裏面に氏名、介護支援専門員登録番号を記入して封筒に同封してください。
	○	○	○	○	「介護支援専門員更新研修」、「介護支援専門員専門研修Ⅰ及びⅡ」、又は「主任介護支援専門員更新研修」の修了証の <u>写し</u>	<u>介護支援専門員更新研修(有効期間満了日の1年前から有効期間満了日までの間に修了したもの)、</u> <u>介護支援専門員専門研修Ⅰ及びⅡ(有効期間内に修了したもの)</u> ※Ⅰのみでは不可。ただし、2回目以降の更新の場合はⅡのみで可。 <u>主任介護支援専門員更新研修(有効期間内に修了したもの)</u> ※ 上記の研修を修了していなければ、更新できません。
	○	○	○	○	マイナンバーカードの写し	マイナンバーカードがない場合は次の①②両方を添付 ① 番号確認書類(通知カードの写し又は個人番号を記載した住民票等) ② 身元確認書類(運転免許等の写し)

＜住所、氏名に変更がある場合のみ＞						
確 認 欄	更新 のみ	更新+ 住所 変更	更新+ 氏名 変更	更新+ 住所・ 氏名 変更	提出書類	留意点
	不要	○	○	○	(様式第5号)介護支援専門員資格登録簿登録 事項変更届出書兼書換交付申請書	更新申請書と同時に申請できます。 その場合、書換交付に係る収入証紙 1700 円分と写真 2 枚の添付は不要です。 (更新申請書には収入証紙 2700 円分と写真 2 枚が必要です。)
	不要	○	不要	○	住民票	コピー不可
	不要	不要	○	○	戸籍抄本	コピー不可

(注)更新手続中は介護支援専門員証が手元にない状態になりますので、新しい証が届くまでの間、更新申請前の介護支援専門員証の写しを各自で保管してください。

☆ 申請様式については、県のホームページに掲載します。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/oshirase/senmonin.html>

介護支援専門員証の更新申請等の提出先及び問い合わせ先

長野県健康福祉部介護支援課サービス係 介護支援専門員更新申請担当

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2

電話:026-235-7121 FAX:026-235-7394

ホームページ:<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kensei/soshiki/soshiki/kencho/kaigo/index.html>

E-mail:kaigo-shien-s@pref.nagano.lg.jp

※ 提出書類は角2封筒に入れ、簡易書留で郵送してください。

※ 介護支援専門員の登録事項の変更(氏名、住所)、介護支援専門員証の紛失の際の再交付、介護支援専門員の(他の都道府県への移転)登録移転については、健康福祉部介護支援課へお問い合わせ下さい。

更新についての個別通知は行いませんので、各自でご確認いただくようお願いします。